

入札公告

次のとおり競争入札に付します。

令和元年6月6日

日本消防検定協会
契約担当役 飯塚 治



1 競争入札に付する事項

(1) 件名

「消火器漏れ電流試験機の購入」

(2) 概要

当該試験機は、水系の消火器の電気火災（漏れ電流）に対応するため、漏れ電流を発生・検証するものである。液体系消火器を充電部に使用したときの安全性を確認するために、標的に高電圧を印加して消火液を噴霧したときの漏れ電流を測定する試験機であり、試験時に於ける検査者の安全に十分配慮した設計を要する。このために観測室内より遠隔で操作可能とし、また標的から消火器への漏れ電流も観測室内にて高精度で測定できるものとする。尚、漏れ電流が0.5mA以上の場合は、これを通知する機能を有するものとする。

(3) 契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所

（事前に電話にて予約をすること。）

(ア) 期間

令和元年6月6日（木）から令和元年7月3日（水）まで

(イ) 時間

午前9時から午後5時まで

（但し、午後0時から午後1時までは除く。）

(ウ) 場所

東京都調布市深大寺東町4-35-16

日本消防検定協会 総務部庶務課

担当：工藤、竹内（電話：0422-44-7471）

(4) 仕様

仕様書による。

(5) 納入期限

契約締結後8ヶ月以内

2 競争に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 日本消防検定協会、総務省及び他の省庁から、入札停止措置を受けていないこと。

(4) 経営不振の状態（会社更生法第30条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしているとき、手形又は小切手が不渡りとなっているとき等）にない者であること。

- (5) 過去に同様の請負契約を1件以上締結し、納入を実績した経験がある者であること。
- (6) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当しない者であること。

3 入札の条件

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて定めた予定価格の制限内の最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札決定に当たっては、入札書に記載される金額に、当該金額の8パーセントを加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。なお、この8パーセントについて、税法の改正により消費税の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における変動後の消費税の税率とする。
- (6) その他
入札条件の詳細は、入札説明書を配付する。

4 入札

入札者の受付は、次の日時及び場所において行う。

- (1) 日時 令和元年7月4日(木) 午後2時00分
- (2) 場所 東京都調布市深大寺東町4-35-16
日本消防検定協会 大会議室(2階)

5 開札

入札後、入札場所と同じ場所で直ちに行う。

6 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再入札を行っても落札者がいないときは、入札を中止することもある。この場合、異議の申し立てはできない。

【問い合わせ先】

日本消防検定協会 総務部庶務課
契約係 工藤 竹内
東京都調布市深大寺東町4-35-16
電話：0422-44-7471